

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

1. 共通			
No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	別紙1、3、7共通 (貸金業者向けの総合的な監督指針、「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)のうち、前払式支払手段発行者、資金移動業者部分)	貸金業、前払式支払手段の発行、資金移動業の各業(以下「対象事業」)は、他業を兼業することが予定されている。したがって、対象事業を専業とする事業者ではなく、他の事業に付随する業として対象事業を営むことを考慮した指針を策定すべきである。また、対象事業に係る各指針は、対象業務以外を行う事業者においては、対象事業に係る業務の適切性を確保するために求められるものであり、対象事業に関与しない事業やそのシステムに要求されるものではないと解してよいか。	本事務ガイドラインで求めるシステムリスク管理態勢は、当該事業についてのシステムリスク管理態勢の整備を求めています。ただし、システムリスク管理態勢の整備に当たっては、単一の事業のみを考慮するのではなく、全社的なセキュリティポリシーの策定や他事業のシステム障害による影響の可能性など、全社的な視点に立って事業間の関連性を考慮した態勢整備が必要であると考えています。
2	別紙1、3、7共通 (貸金業者向けの総合的な監督指針、「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)のうち、前払式支払手段発行者、資金移動業者部分)	当該事業者における「経営陣」や「システムリスク管理部門」等は、対象事業を管掌する部署の責任者・責任部門であり、「システム戦略方針」、「計画」、「コンティンジェンシープラン」、「訓練」等も対象事業を管掌する部署にて策定すべき方針、計画と解してよいか。	複数の事業を兼業している事業者においては、経営陣が、事業間の関連性や優先順位を十分に考慮し、全社的なシステム戦略方針や投資計画等を作成した上で、承認することが必要であると考えています。また、コンティンジェンシープランの策定や教育・訓練の実施についても、全社的な取組みと整合性をとることが必要であると考えています。
2. 貸金業者向けの総合的な監督指針			
No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢	貸金業者においては、資金需要者保護の観点からシステムリスク管理について既に相当程度の態勢を整備しているところであるが、改正案に示された全ての事項に対応するためには相応の時間を要すると考えられることから、施行日段階での完全な態勢整備を求めるものではなく、態勢整備に向けた対応を実施していることで足りると解してよいか。	貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業者については、以前からシステムリスク管理態勢を整備されているものと承知しています。また、今回追加した評価項目は、一定規模のシステムを稼働させる者であれば通常求められるものにとどまっていると考えています。まずは、自社の現在の態勢について評価項目にそって検証いただくことが重要と考えています。
2	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ①システムリスクに対する認識等 イ.	「システムリスク管理の基本方針」として定める内容については、例えば、システムリスク管理体制の強化や、情報セキュリティ体制の強化、緊急時対応力の強化等を内容として方針とすることが考えられると解してよいか。	「システムリスク管理の基本方針」として定められるべき内容には、例えば、システムリスク管理に関する経営陣の役割・責任、システムリスク管理に関する部門の設置、システムリスクの特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減に関する方針等が含まれます。
3	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ②システムリスク管理態勢 ハ.	システムリスク管理態勢の整備における「客観的な水準が判定できるもの」について、具体的に例示していただきたい。若しくは、任意で定めた基準に基づいて、適切な見直しを実施されていればよいか。	「客観的な水準が判定できるもの」としては、Ⅱ-2-4(1)の末尾に参考として記載している「金融機関等のコンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)などが考えられるところです。システムリスク管理態勢の整備については、自社の規模・特性に応じて、適切に実施されていることが必要と考えています。

4	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ②システムリスク管理態勢 ハ.	「客観的な水準」とはなにか。「貸金業者の規模」・「コンピュータシステムの占める役割などの特性からみて」とあるとおり、当該貸金業者の特性に応じた客観的な水準であり、貸金業者個社毎に水準とされるべき内容は異なると解してよいか。	「客観的な水準」としては、Ⅱ-2-4(1)の末尾に参考として記載している「金融機関等のコンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)などが考えられます。システムリスク管理態勢の整備については、自社の規模・特性に応じて、適切に実施されていることが必要と考えています。
5	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ③システムリスク評価 ロ.	「例えば1日当たりの取引可能件数などのシステムの制限値」とあるが、ここでいう制限値とは、「超過することにより、何らかのシステム障害が発生する又は障害発生の際に飛躍的に高まるような数値で表現可能な指標」であると理解してよいか。	「システムの制限値」については、システムにおける「制限値」に限定されるものではなく、例えば、ユーザー側で設定した「制限値」なども含め、システム障害が発生させるおそれのある「制限値」を意味しています。貸金業者においては、どのような制限値があるのかを事前に把握し、管理することが重要であるとと考えています。
6	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ③システムリスク評価 ハ.	「新サービスの導入時」、「サービスの変更時」は対象が広範囲であることから、主要行等向けの総合的な監督指針と同様に、「新商品の導入時」又は「商品内容の変更時」と改めさせていただきたい。	ご指摘を踏まえ、修正します。
7	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑤システム企画・開発・運用管理 イ.	「投資」は、洗い出されたリスクに対し必要に応じて行うべきものであって、維持改善すべき内容が無いにもかかわらず投資を求めるものではないと解してよいか。	システム投資については、経営戦略に基づく戦略的な投資だけでなく、定期的にシステムリスク評価を実施し、洗い出されたリスクに対して必要な投資を行うことが求められるところです。
8	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑤システム企画・開発・運用管理 イ.	明確にすべき「システム戦略方針」は、具体的にどのような内容か、最低限求められるべき内容を明確にさせていただきたい。	システム戦略方針には、例えば、情報化推進の基本方針、システム開発案件の優先順位、情報システムの投資計画等が含まれます。なお、システム戦略方針が経営戦略に適合していることを確認のうえ、経営陣の承認を得る必要があると考えています。
9	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑥システム監査 イ.	「システムに精通した監査要員」は、国その他の第三者が発行する資格等を必須とするものではなく、システムに関する業務経験など実質に基づいて監査の実効性が認められ得るかをもちて判断されると解してよいか。また、当該要員は、正社員・非正社員、契約社員等、雇用形態等の形式的な側面をもちて判断されるものではないと解してよいか。	「システムに精通した監査要員」とは、システム監査に係る資格を保有している、もしくは同等の能力を有する要員であることが望ましいと考えています。また、雇用形態によって一律に判断されるものではないと考えています。
10	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑦外部委託管理	「外部委託先」は、施行規則第26条の25第1項第6号に規定されている貸金業の業務の委託を行っている委託先であり、かつ、システムの業務を委託している委託先であると解してよいか。	貸金業を行うためのシステムに係る業務の委託を行っている先であれば、貸金業法施行規則第26条の25第1項第6号の「貸金業の業務の委託」を行っている先であるかに関係なく、ここでいう「外部委託先」に該当します。
11	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑦外部委託管理 イ.	「外部委託先」について、Ⅱ-2-4(1)⑦イの部分だけ「(システム子会社を含む。）」という文言があるが、括弧内の文言の適用範囲はⅡ-2-4(1)⑦イのみと解してよいか。	システム子会社については、子会社であってもシステムに係る業務の外部委託先として管理する必要があることから、当該部分で注意喚起を行っているものです。したがって、Ⅱ-2-4全体にあてはまります。
12	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑦外部委託管理 ロ.	「提供されるサービス水準」は、外部に委託する業務の内容により外部委託契約において一律に明記することが難しいことも想定されるため、個々の外部委託契約の内容に応じて設定するという理解でよいか。 「提供されるサービス水準」を定めることについては、重要な外部委託先との外部委託契約のみが対象となると解してよいか。	「提供されるサービス水準」とは、一般的にSLA(Service Level Agreement)と呼ばれ、システムに係る外部委託業務の達成レベルを計測するためのベンチマークです。この中には、外部委託先が提供するサービスの内容だけでなく、サービスの品質等に対する貸金業者側の要求水準等も含んでいます。したがって、一律に水準を定めるのではなく、個々の委託業務の内容に応じて設定する必要があると考えています。なお、外部委託契約においてサービス水準を定めることは、重要な外部委託先に限定して求めているものではありません。

13	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑦外部委託管理 ハ.	「外部委託先が複数の場合」とは、再委託、再々委託が発生することを想定しているのか、「管理業務が複雑化する」とはどのような外部委託を想定しているのか。	再委託や再々委託が発生するケースではなく、委託先が複数ある場合、委託先間の調整や委託先の役割・責任分担等を明確にして管理する必要があり、委託元が複数の委託先と十分に連携しながら管理していくことを想定しています。
14	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑦外部委託管理 ハ.	「高度なリスク管理」の具体的な手法として、例えば、複数の委託先担当者が参画する合同会議を定期的に行い、業務処理状況について報告の上、複数の委託先に情報・課題を共有してもらうというような手法を想定しているが、このような管理手法もその一例と考えてよいか。	貴見のとおりです。委託先管理の手法の一例として、複数の委託先が参加する合同会議を定期的に行い、委託業務の状況等について各委託先から報告のうえ、お互いに情報・課題を共有することも、委託先におけるリスクを低減する手法として有効であると考えています。
15	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑦外部委託管理 ハ.	「システム関連事務」とは、例えばシステム設計にかかるドキュメンテーション作業(外部設計書や内部設計書の作成等)を含むと解してよいか。	システム関連事務には、例えば、データ入力など大量・定型的な事務などが想定されます。なお、システム設計に係るドキュメンテーション作業は、システム開発の委託の範囲に含まれるものと考えています。
16	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑦外部委託管理 ニ.	「委託元として要員を配置する」ことは、委託先任せにならないようにするためのモニタリング手法の一例として記載しているものであり、外部委託の形態や委託業務内容に応じて、委託先に係る担当部署を設定しておくなど、適切にモニタリングがなされていれば、要員を配置することを一律に求めるものではないと解してよいか。	貴見のとおりです。外部委託については、委託元が委託先任せにならないように、委託業務が適切に行われることを定期的にモニタリングすることが重要であると考えています。外部委託の形態や委託する業務内容は多様であり、委託先にモニタリングの要員を配置することを一律に求めるものではありません。他にも、委託先から定期的に報告を受ける方法などが考えられます。
17	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑦外部委託管理 ニ.	外部委託先における資金需要者等のデータの運用状況の「監視、追跡できる態勢」とは、例えば、次に掲げる事項のうちどの程度が整っている必要があるのか。 ①資金需要者等に係るデータへのアクセス権限の管理状況の把握及び事後検証(この場合、事後的に検証できる態勢となっていれば、リアルタイムで常時監視等する必要はないとの理解でよいか)。 ②上記データへのアクセスログの保存・事後検証 ③上記データへの不正アクセスの判明時における対応方法の策定の有無及び運用状況の報告	「監視、追跡できる態勢」とは、外部委託先における ・顧客データの所在の特定状況 ・顧客データの使用状況 ・顧客データの不正使用の監視態勢 ・情報漏えい等が発生した場合の追跡態勢 等を、委託元である貸金業者が検証できる態勢のことを想定しています。他にも「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)に具体的な事例が記載されています。
18	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑦外部委託管理 ホ.	「重要な外部委託先」に該当するか否かは、委託業務の内容や取り扱っている情報の質、置かれている外部環境等、様々な要素を総合的に勘案して判断することが必要と考えられるが、「重要」性の判断基準に当たって考慮すべき要素を明らかにしていただきたい。貸金業者における重要な委託先は、例えば、与信にかかる全ての業務を委託している場合等であり、単に督促状の発送を委託している業者にまで内部監査部門又はシステム監査人等による監査の実施を求めるものではないと解してよいか。	「重要な外部委託先」については、委託業務の内容や、取り扱っている情報の質、置かれている外部環境等、様々な要素を総合的に勘案して判断することが必要であると考えています。したがって、その基準を一律にお示しするのは困難であると考えています。
19	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑦外部委託管理 ホ.	「重要な外部委託先の監査について、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか」とあるが、例えば、委託元の要請に基づき委託先が委託先の内部監査部門や第三者機関によるシステム監査を適切に実施していることや、これらの監査結果を委託元が確認することで足りると解してよいか。	委託先に対する監査については、事業者の内部監査部門による監査のほか、第三者であるシステム監査人による監査も考えられますが、委託元が監査結果の確認にとどまらず、監査の実効性等を確認する必要があると考えています。

20	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑦外部委託管理ホ.	「重要な外部委託先の監査について、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか」とあるが、外部委託先の監査にあたり、その主体としては、委託先、受託先いずれかにかかわらず業務の適切性をモニタリングする態勢があれば足りるかと考えてよいか。	委託先に対する監査の主体については、事業者の内部監査部門による監査のほか、第三者であるシステム監査人による監査も考えられますが、委託元が監査結果の確認にとどまらず、監査の実効性等を確認する必要があると考えています。
21	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑦外部委託管理へ.	「受払等業務受託先がシステムの更改を行う場合に、委託先と自社の双方において、適切なシステム上の対応がなされているかを十分に評価・確認」とあるが、受払等業務委託先が預金取扱金融機関である場合には、「主要行等向けの総合的な監督指針」や「金融検査マニュアル」等によって監督・検査がなされていることから、委託先において適切な対応がなされていると見做してよいか。	受払等業務受託先が預金取扱金融機関である場合には、ある一定の取組みは行われているものと想定されますが、そのような場合にあっても、受払等業務委託先と十分に連携が図れる態勢を整備する必要があると考えています。
22	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑧データ管理態勢イ.	貸金業務の規模や特性に応じて「システム統括役員」、「安全管理者」、「データ管理者」を兼任することは可能と理解してよいか。	システム統括役員や安全管理者等については、兼任することは必ずしも否定されるものではないと考えていますが、それぞれの役割が十分に果たせる体制を整備する必要があると考えています。
23	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑨コンティンジェンシープラント.	「オフサイトバックアップシステム等」として具体的に要請されるシステムの内容を明らかにしていただきたい。貸金業者の事業規模にもよるが、天災地変等あらゆる規模の天災等に対して業務継続が可能な態勢を整備することは不可能であると考えられる。整備されるべき態勢とは、当該事業者における資金需要者に及ぼす影響等に鑑み、準備すべきものと解してよいか。	オフサイトバックアップシステムの準備は、システム障害が発生した場合において、速やかに業務を継続できる極めて有効な手段と考えています。なお、必ずしもシステムによる対応ではなくとも、例えばマニュアル等により、速やかに業務継続に対応できる態勢が整備されていれば、一律にシステム投資を要請するものではありません。
24	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑩障害発生時の対応ニ.	「事前登録するなど」とは、事業者内において応援体制を明確にするための一例であって、これを明らかにした名簿を監督当局に提示して登録することを求めるものではないと解してよいか。	今回の改正に伴い、当局に応援体制の名簿の提出を求めるものではありません。なお、平時より応援体制を明確にし、有事の際に速やかに要員を参集できる体制を整備することが必要であると考えています。
25	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑪現金自動設備に係るシステムのセキュリティ対策ニ.	現金自動設備に係るシステムの運用・管理を外部委託する場合に必要なセキュリティ対策とは、具体的には、現金自動預払機にかかるシステムを提供する提携先において、当該機に一般に必要とされる客観的な水準にしたがったセキュリティ対策が講じられていれば足りるか。	その運用・管理を外部委託する現金自動設備に係るシステムに対しては、必要なセキュリティ対策を講じる必要があると考えています。その際の参考資料及び客観的な水準を確保するための資料として、「金融機関等のコンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編)があります。
26	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 ⑫システム統合リスクル.	「第三者による評価」は、あくまで「活用」であって、必ず実施すべきものではないと解してよいか。	システム統合に係る重要事項の判断に際しては、第三者による客観的な評価を受けることが望ましいと考えています。
27	Ⅱ-2-4 システムリスク管理態勢 (1)主な着眼点 (参考)	「参考」はあくまで参考資料であり、必ずこれに従った内容を実施することが要請されるものではなく、貸金業者の特性に応じたシステムリスクへの態勢整備を図るべきと解してよいか。	当該の基準・解説書は、事業者が自社における安全対策基準等を策定する際の参考としての位置付けであり、基準・解説書に記載されている全ての項目に必ずしも準拠している必要はなく、事業者の規模・特性に応じて必要な対策をとることが重要であると考えています。

28	II-2-4 システムリスク管理態勢 (2)監督手法・対応 ②システム障害発生時 (注)	「又はそのおそれがあるもの」における「おそれがある」とは、後述の「サイバー攻撃の予告」により資金需要者等の利便に影響が生じるおそれを指すと解してよいか。システムに障害が発生する可能性はゼロと断じることはできないのであって、どのような状態をもって「おそれがある」と判断して報告すべきか、具体的に明らかにしていただきたい。	「おそれがある」の「おそれ」とは、必ずしも「サイバー攻撃の予告」のみを指すものではなく、例えば、取引件数の急激な増加によるシステムの処理能力逼迫時や、システム機器の損傷等に伴うシステムの縮退運転時など、今後の状況によっては、システムが正常に稼働しなくなる可能性を広く判断し、資金需要者等の利便に影響が生じるおそれが少しでもあれば、報告していただく必要があります。
29	II-2-10 禁止行為 (2)留意事項 ②へ. b. 及びc.	今後の貸付けに関して不利な取扱いをする旨を示唆すること等により自己又は関連会社等の商品又はサービスの購入を強要・強制する場合や、貸付けの契約の締結と併せて株式、出資又は社債の引受けを強要・強制する場合も禁止行為に当たるおそれがあるのではないか。	従前から例示されていた「優越的な地位の濫用」以外のものであっても、独占禁止法第19条に違反する行為又は独占禁止法上問題となる行為は「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当します。今回行ったものは、あくまで例示の追加であって、例示された以外の行為であっても「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当する場合があります。
30	II-2-10 禁止行為 (2)留意事項②ト	消費者契約法の規定により無効と評価され、判決確定の事実が適格消費者団体等によって公表されている条項と内容が同一である条項を含む貸付けの契約(消費者契約に限る)を締結する行為を「著しく不当な行為」として禁止することについては、 ①判決確定の影響が他の貸金業者に及ぶことになること ②貸金業者は確定判決に至る経緯を十分に吟味することができないこと ③無効の判断の背景には個別事情があることから適当ではないのではないか。	消費者契約法第8～第10条の規定により無効となることが裁判により確定した条項については、消費者の権利を制限する不当な契約条項(不当契約条項)であることが裁判所により認められたものと評価できることです。適格消費者団体による差止請求訴訟は「消費者全体の利益のための訴訟」とされており、本来は当事者のみを拘束するはずの判決について、内容に係る情報の提供を法律で義務付けている趣旨は「同様の被害の拡大防止のため」と説明されています。本件の例示は、このような制度の趣旨を踏まえ追加するものであり、「適当でない」、「妥当でない」とのご指摘はあたらないものと考えます。
31	II-2-14 個人信用情報の提供等	貸金業法における「信用情報」「個人信用情報」の用法と監督指針改正案における用法が異なるように思われるが、目的外使用等の禁止の対象が「個人信用情報」と規定していて問題ないか(法第41条の38第1項では「信用情報」の目的外使用等を禁止している。)	ご指摘を踏まえ、修正します。
32	II-2-14 個人信用情報の提供等 (1)主な着眼点 ③ハ. C.	①「貸付けの契約の申込状況」とあるが、これは「貸付けの契約の申込があったか否か、申込の日時はいつか」を事後的に確認することができる態勢を整備することを要するという趣旨と解してよいか。 ②「資金需要者等からの同意」とあるが、これは、例えば貸金業法第41条の36第3項に基づく記録を所定の期間保持することをもって同態勢とすることが可能と解してよいか。 ③「貸付けの契約の申込状況」、「個人信用情報の提供依頼の目的」、「使用状況」について、これは、例えば、貸金業法施行規則第10条の18及び同第10条の27に基づく記録を所定の保管保持することをもって同態勢とすることが可能と解してよいか。	①② 貴見のとおりと考えられます。 ③ 貸付けの契約に至った場合については、貴見のとおりと考えられます。ただし、契約に至らなかった場合は、信用情報の提供依頼及び使用が適正であったことを事後的に確認できるように、貸金業法第41条の36第3項の規定により保管義務がある信用情報の提供等の同意に関する記録の一部として同意を得ることとなった経緯(申込状況、依頼目的等)を適宜の方法で記録することにより、事後的に事実関係を確認できる態勢を整備することが求められます。

3. 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係)

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	II-3-1-1 システム管理	「利用者保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。」における「利用者」について、前払式支払手段の発行を受けていない者乃至当該前払式支払手段発行者との間で契約関係に立たない者は、利用者にあたらないと解してよいか。	ここでいう「利用者」とは、前払式支払手段の購入者・保有者等の権利を行使しうる者を、基本的に想定しています。
2	II-3-1-1 主な着眼点 (1)システムリスクに対する認識等 (2)システムリスク管理態勢	前払式支払手段のうち自家型発行者は法人に限らず個人でも発行が可能であることから、今回改正案で示されている「代表取締役」、「取締役」、「取締役会」ではなく、現行ガイドラインで使用されている「経営陣」の文言に統一した方がよいのではないか。	ご指摘を踏まえ、修正します。

3	Ⅱ-3-1-1 主な着眼点 (3)システムリスク評価	「システムリスク管理部門」は定義されていないが、例えば情報システム担当部門がシステムリスク管理部門を兼ねても問題ないとの理解でよいか。	システムリスク管理部門は、当該事業者の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、全社的なリスク統括部門や情報システム部門が兼ねることもあり得ると考えています。
4	Ⅱ-3-1-1 主な着眼点 (5)システム企画・開発・運用管理①	明確にすべき「システム戦略方針」は、具体的にどのような内容か、最低限求められるべき内容を明確にしていきたい。	上記2. No.8と同様
5	Ⅱ-3-1-1 主な着眼点 (6)システム監査①	「システム関係に精通した要員」は、国その他の第三者が発行する資格等を必須とするものではなく、システムに関する業務経験など実質に基づいて監査の実効性が認められ得るかをもちて判断されると解して良いか。また、当該要員は、正社員・非正社員、契約社員等、雇用形態等の形式的な側面をもちて判断されるものではないと解してよいか。	「システム関係に精通した要員」とは、システム監査に係る資格を保有している、もしくは同等の能力を有する要員であることが望ましいと考えています。また、雇用形態によって一律に判断されるものではないと考えています。
6	Ⅱ-3-1-1 主な着眼点 (7)外部委託管理④	「外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか」とあるが、必ずしも要員配置を行うことを求めるものではなく、委託元が外部委託先任せとならないように管理するために他の措置を講じていれば問題はないという理解でよいか。	上記2. No.16と同様
7	Ⅱ-3-1-1 主な着眼点 (7)外部委託管理④	「外部委託先における顧客データ」とあるが、顧客データとは具体的に何を指すのか。前払式支払手段の発行に関する事柄とどう関係するのか。	顧客データとは、前払式支払手段の発行や利用に際して取得した顧客に関するデータや、前払式支払手段の利用履歴等を想定しています。
8	Ⅱ-3-1-1 主な着眼点 (7)外部委託管理⑤	「重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。」とあるが、直接監査する方法以外も認められるという理解でよいか。	上記2. No.20と同様
9	Ⅱ-3-1-1 主な着眼点 (9)コンティンジェンシープラン② (10)障害発生時の対応(参考)	コンティンジェンシープランの参考として、(9)②では「参考としているか」と記載されている一方で、(10)障害発生時の対応においては「(参考)」と後述されているが、この相違はどのような理由によるものか。	「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」については、コンティンジェンシープラン策定の際の参考資料としていただきたい趣旨である一方、「金融機関等のコンピューターシステムの安全対策基準・解説書」については、この章(Ⅱ-3-1)全般における参考資料としていただきたい趣旨から、このような規定振りとなっています。
10	Ⅱ-3-1-1 主な着眼点 (9)コンティンジェンシープラン③	公益法人金融情報システム策定の「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」を参考としているかとあるが、準拠したものを策定しなければいけないのか。	当該の手引書は、事業者がコンティンジェンシープランを策定する際の参考資料としての位置付けであり、手引書に記載されている全ての項目に必ずしも準拠している必要はなく、事業者の規模・特性に応じて必要な対策をとることが重要であると考えています。

11	Ⅱ-3-1-2 監督手法・対応 (2)障害発生時①	別途通知する前払式支払手段発行者とあるが、その通知を受けた発行者のみが「障害等発生報告書」を報告するという理解でよいか。	貴見のとおりです。発行規模等に応じて、「障害等発生報告書」の提出対象となる発行者に対しては、個別に予め財務局より報告徴収命令を発出することを予定しています。
12	Ⅱ-3-1-2 監督手法・対応 (2)障害発生時①イ	「前払式支払手段の発行若しくは利用の停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの」における「おそれがある」とは、後述の「サイバー攻撃の予告」を指すと解してよいか。システムに障害が発生する可能性はゼロと断じることはできないのであって、どのような状態をもって「おそれがある」と判断して報告をすべきか、具体的に明らかにしていただきたい。	上記2. No.28と同様

4. 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	I-2-3-1-1 主な着眼点 (1)システムリスクに対する認識等③ (2)システムリスク管理態勢① (6)システム監査③	資金移動業に係るシステム管理態勢を画一的に取締役会で定めることは不合理であり、事業の実態に即して多様な形態が認められるべきと考えるがどうか。 例えば、システムを統括管理する役員は、執行役員を指定することは可能か。また、取締役会以外の会議体で決定することは認められないのか。	資金移動業におけるシステムリスク管理はその業務を適正かつ着実に遂行するために重要なものであり、経営判断を行う者がその重要性を認識し、その態勢整備を行うことが必要であることは言うまでもありません。なお、I-2-3-1の本文で記載しているとおり、システムリスク管理に関する各着眼点については、各資金移動業者の規模や特性に応じて、利用者保護の観点から特段問題ないと認められるのであれば、字義どおりの対応が取られていなくとも不適切とするものではありません。したがって、規模や特性等に応じ、執行役員がシステムを統括管理する役員であることや、取締役会以外の会議体でシステムを統括管理する役員を指名することを、必ずしも否定するものではないと考えます。
2	I-2-3-1-1 主な着眼点 (3)システムリスク評価②	システム面の制限値については、通常は、システム面の制限値を超えないように、事前にシステムの制限値を引き上げる対応を行っていることから、「制限値を超えないように事前に対策を講じる態勢になっているか、事前に対策を講じる態勢をとることが困難な場合は、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか」に変更願いたい。	貴見のとおり、システム面の制限値を適切に把握・管理し、制限値を超えないようにモニタリングすることは重要であると考えております。ただし、予測した制限値を上回る事態が発生する可能性もあることから、事前対策だけでなく、制限値を超えた場合の対応策を検討しておくことも必要であると考えています。よって、文言の変更はしないこととします。
3	I-2-3-1-1 主な着眼点 (5)システム企画・開発・運用管理①	資金移動業者は、まだ浅く、また事業環境も目まぐるしく変わっており、システムの戦略方針や中長期の開発計画など策定できない企業が大部分と思われることから、後半部分を「システムに内在するリスクの改善のための投資について、経営戦略の一環として対応方針を明確にしたうえで、取締役会の承認を受けた中長期の開発計画を策定することが望ましい。」と変更を願いたい。	システムの中長期の開発計画の策定に当たっては、システムに内在するリスクの改善だけでなく、システムの戦略方針に基づく計画の策定が必要であると考えています。なお、当該文言はベストプラクティス(望ましい取組み)として記載しており、一律に対応を求める主旨ではないことから、文言の変更はしないこととします。
4	I-2-3-1-1 主な着眼点 (5)システム企画・開発・運用管理①	明確にすべき「システム戦略方針」は、具体的にどのような内容か、最低限求められるべき内容を明確にしていきたい。	上記2. No.8と同様

5	I-2-3-1-1 主な着眼点 (5)システム企画・開発・運用管理③、④	開発の規模・重要性に応じて、必要なプロセスは異なるため、「-2で定めているルールに基づき」を追加願いたい。	本項の②においては、開発案件の企画・開発・移行の各段階における承認ルールを明確にすることを求めています。一方、③においては、開発プロジェクトごとにしかるべき責任者を定め、開発計画に基づいた進捗管理を行うことを求めています。また、④においては、テスト計画に基づく十分かつ適切なテストの実施を求めています。それぞれ求めるところの主旨が異なることから、文言の変更はしないこととします。
6	I-2-3-1-1 主な着眼点 (5)システム企画・開発・運用管理⑤	資金移動業者は、まだ事業規模も小さく、人材育成のための具体的な計画の策定を行うことは、現実的ではないため、「必要に応じ、人材育成を行っていくことが望ましい」に変更願いたい。	自社のシステムに精通した人材を育成することは、システム障害が発生した際の迅速な対応や今後のシステム戦略を検討する上で必要であると考えています。なお、ベストプラクティス(望ましい取組み)として記載しており、一律に当該内容を求める主旨ではありません。よって、文言の変更はしないこととします。
7	I-2-3-1-1 主な着眼点 (6)システム監査①	「システム関係に精通した要員」は、国その他の第三者が発行する資格等を必須とするものではなく、システムに関する業務経験など実質に基づいて監査の実効性が認められ得るかをもって判断されると解して良いか。また、当該要員は、正社員・非正社員、契約社員等、雇用形態等の形式的な側面をもって判断されるものではないと解してよいか。	上記3. No.5と同様
8	I-2-3-1-1 主な着眼点 (7)外部委託管理④	他の資金移動者におけるシステム障害の事例について共有する仕組みがないので、ホームページ等で他の資金移動者におけるシステム障害の事例について公表いただくか、「他の資金移動者におけるシステム障害の事例や」を削除願いたい。	必ずしも資金移動業者における全てのシステム障害事例を踏まえてコンテンツシープランの見直しを求めるものではなく、報道等や当該業者の公表等によって知り得る範囲で参考となるべきものがあれば、それらを踏まえた見直しを求めるものです。よって、文言は変更しないこととします。
9	I-2-3-1-1 主な着眼点 (9)コンティンジェンシープラン⑥	オフサイトバックアップシステム等の準備を一律に要請することは、システム投資の負担という意味で現実的でなく、「各社の定めるコンティンジェンシープランに基づき、対応できるシステム等を事前準備し、災害、システム障害が発生した場合に、速やかに対応できる態勢が整備されているか」に変更願いたい。	オフサイトバックアップシステムの準備は、システム障害が発生した場合において、速やかに業務を継続できる極めて有効な手段と考えています。なお、必ずしもシステムによる対応ではなくとも、例えばマニュアル等により、速やかに業務継続に対応できる態勢が整備されていれば、一律にシステム投資を要請するものではありません。よって、文言は変更しないこととします。
10	I-2-3-1-1 主な着眼点 (10)障害発生時④	「事前登録するなど」とは、事業者内において応援体制を明確にするための一例であって、これを明らかにした名簿を監督当局に提示して登録することを求めるものではないと解してよいか。	上記2. No.24と同様
11	I-2-3-1-1 主な着眼点 (10)障害発生時⑦	例えばとして例示がある障害箇所を迂回することは、機器故障以外には困難なケースも多いため、「例えばサーバやネットワーク機器の多重化により障害箇所を迂回するなどの…」と変更願いたい。	障害箇所の迂回とは、サーバやネットワークの機器の多重化による対応ではなく、例えば、バッチ処理に障害が発生した場合に、障害箇所を切離して、後続の処理を進める等の体系的な仕組みのことを想定しています。よって、文言の変更はしないこととします。

12	I-2-3-1-1 主な着眼点 (10)障害発生時の対応(参考)	参考として記載がある「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」については、内容も厚く、資金移動業者の実情を勘案すると過剰なものも散見されるため、あくまでも参考資料でありすべての項目を遵守する必要はないとの理解でよいか。	上記2. No.27と同様
----	-------------------------------------	--	---------------